

公共施設・学校施設のトイレに生理用品を常設できるよう支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、経済的理由などにより毎月の生理用品を購入することができない「生理の貧困」が可視化されている。当たり前に生理用品を手に入れられるようにしようという動きが世界で広がり、昨年、スコットランドで全ての女性に生理用品を無償化する法律が決まったニュースは、国連女性機関のジェンダー平等にとって重要な、十大ニュースに選ばれた。

日本でも、生活苦によって毎月の生活必需品である生理用品を購入することができず、交換回数を減らしたり、トイレットペーパーを代用するなど深刻な実態が明らかになっている。中には登校できなくなるなどの問題が起きたり、ネグレクトなど複雑な家庭の事情を抱えているケースなどでは、買ってもらえない児童生徒もいる。

3月10日の衆議院文部科学委員会では、必要とする学生、児童・生徒に生理用品の無償提供を行うべきだと質疑し、林伴子内閣府男女共同参画局長は「関係省庁と連携し、対応を検討する」と答弁、萩生田光一文部科学大臣も「検討します」と答弁している。

内閣府男女共同参画局の調査では、5月19日時点で255の地方公共団体が支援の実施・検討を行っている。さらに、6月1日の男女共同参画会議で「生理の貧困」への支援を盛り込んだ「重点方針2021」の原案が了承された。

よって、政府におかれては、「生理の貧困」を解消するための施策として、地方公共団体において、公共施設・学校施設のトイレに生理用品を常設できるよう支援を求めるものである。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月 日

京都府宇治市議会議長 堀 明人

内閣総理大臣 菅 義偉 様
総務大臣 武田 良太 様
文部科学大臣 萩生田 光一 様
内閣府特命担当大臣 丸川 珠代 様
(男女共同参画)